

食品循環資源の再生利用等を 実施すべき量について

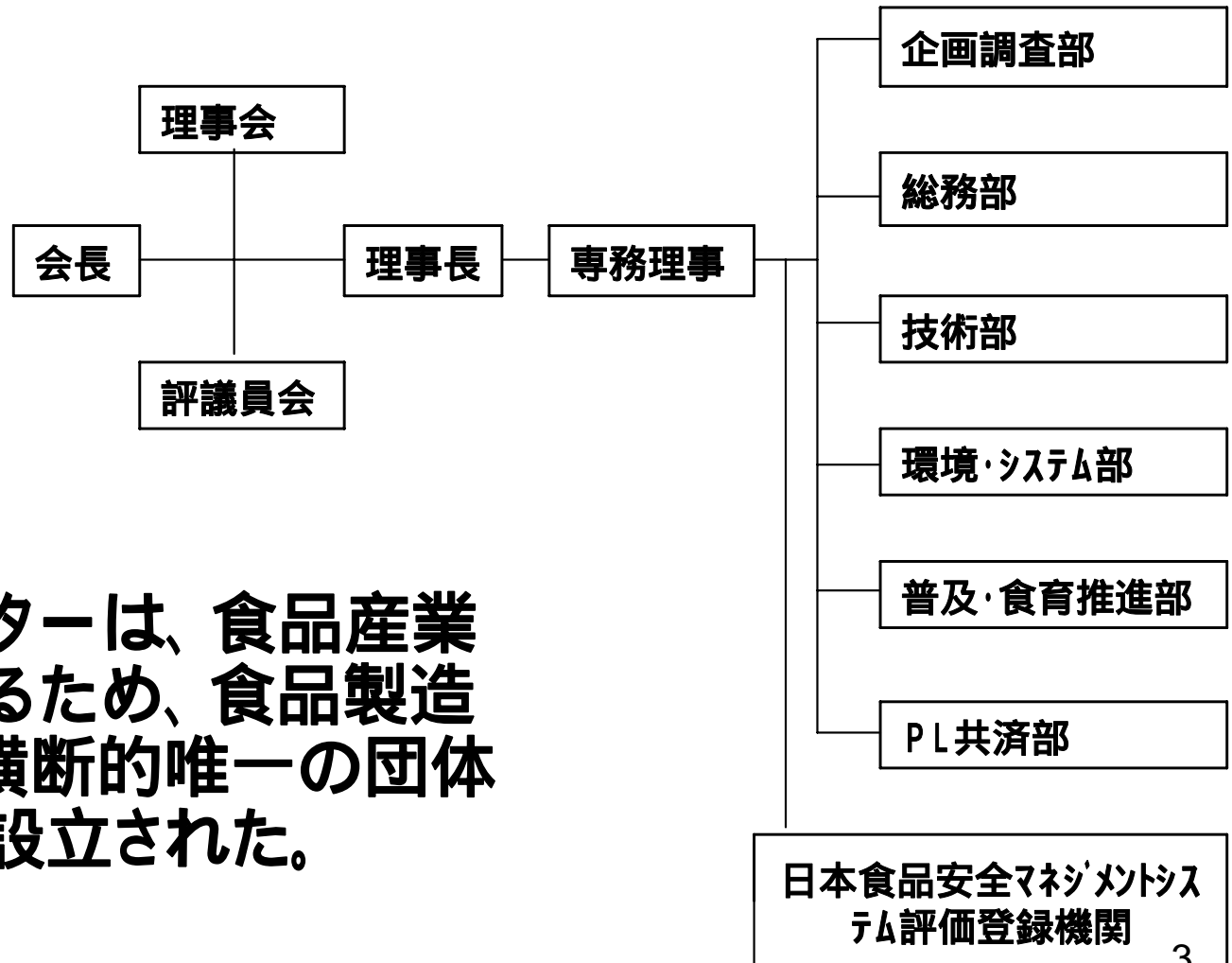
(財)食品産業センター

説明概要

1. (財)食品産業センターは、食品産業の健全な発展を図るため、食品製造業の中核的・業種横断的唯一の団体として昭和45年に設立された。
2. 食品産業の業種別再生利用等の実施率は、全体では45%、食品製造業平均では72%と食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標である20%以上を達成し、順調に推移している。
3. 農林水産省が進める環境自主行動計画の策定とフォローアップに、食品製造業では12業種別団体が参画し、自主的な目標を定め対策の推進を実施している。
4. 食品製造業の業種別団体の再資源化率は、「廃棄物全体」及び「動植物性残さ」いずれも70%以上である。
5. 今後、中小規模事業者への普及啓発と処理コストの削減に向けた助成制度や廃掃法の規制緩和が望まれる。

財団法人 食品産業センタ -

(組織)



- ・(財)食品産業センターは、食品産業の健全な発展を図るため、食品製造業の中核的・業種横断的唯一の団体として昭和45年に設立された。

食品リサイクル法

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品関連事業者は、
食品循環資源の再生利用等の実施率を
平成18年度までに
20パーセントに向上させること

* 食品関連事業者とは

- ・食品の製造加工業者
- ・食品の卸売・小売業者
- ・飲食店および食事の提供を伴う事業者

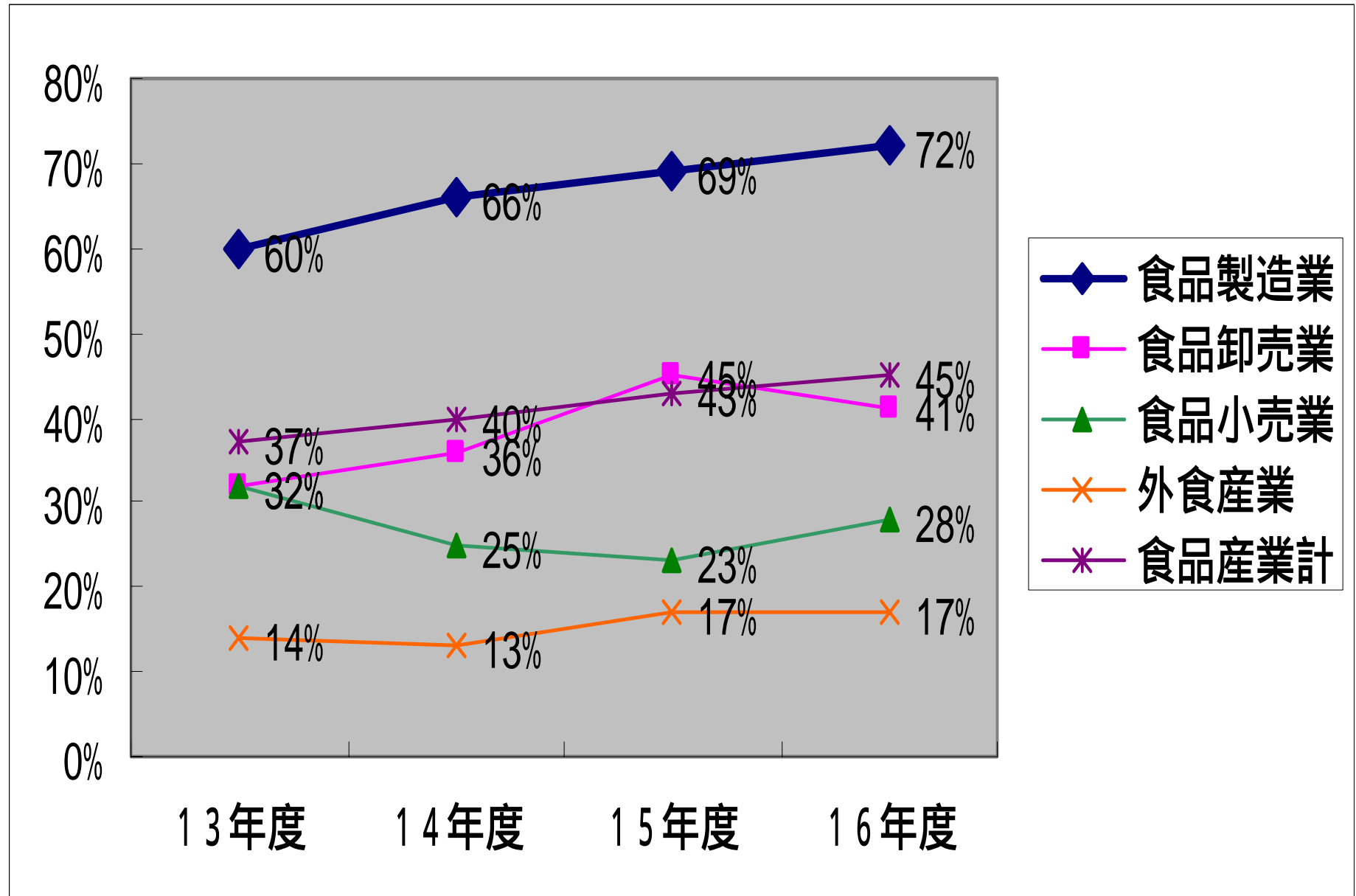
食品循環資源の再生利用等の実施率(平成16年度)

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

業 種	年間発生量 (万トン)	再生利用等 の実施率 (%)	再生利用等の実施率		
			発生抑制%	減量化%	再生利用%
食品製造業	490	72	5	5	62
食品卸売業	75	41	6	2	33
食品小売業	260	28	4	1	22
外食産業	310	17	3	1	12
食品産業計	1,136	45	4	3	37

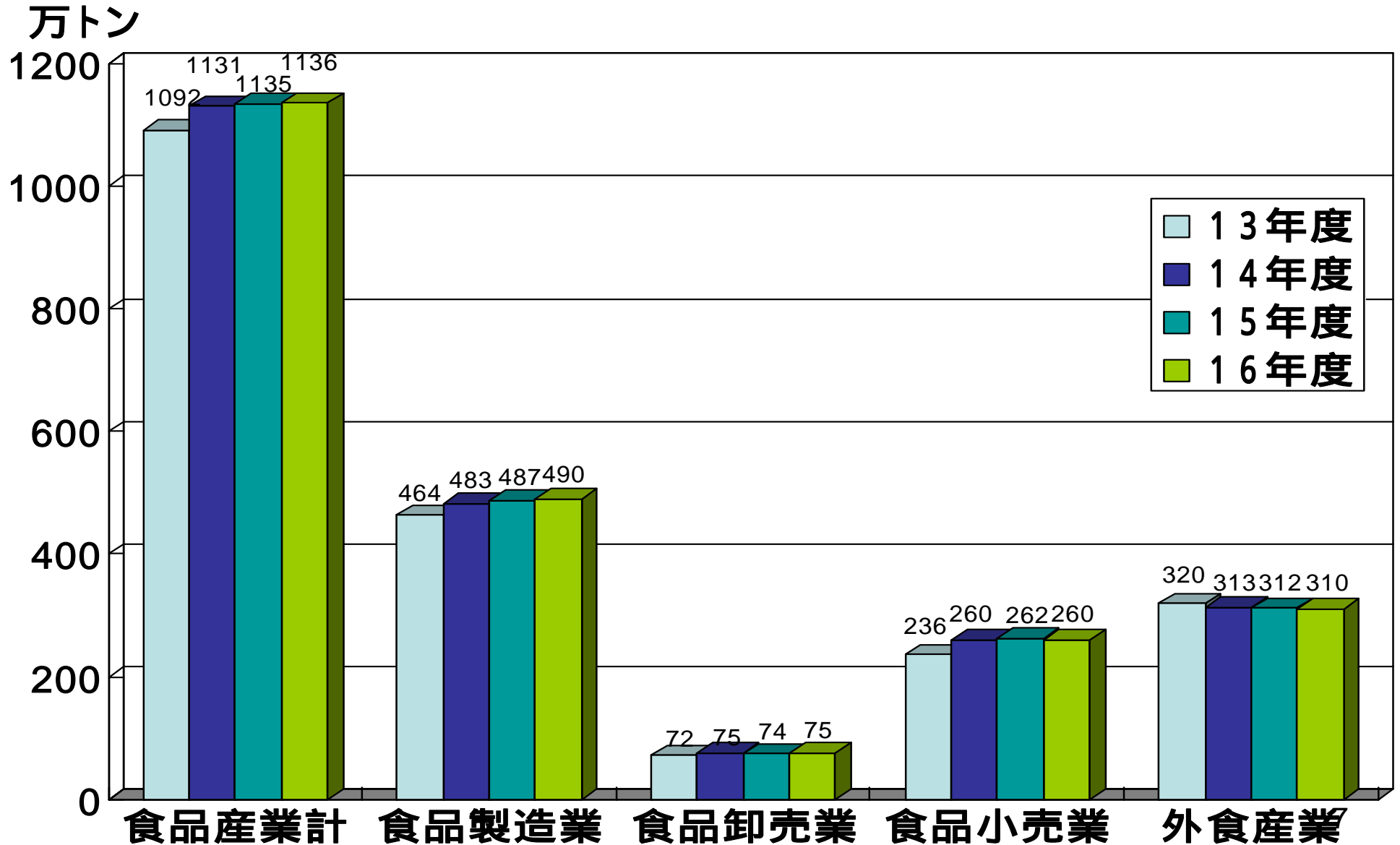
食品循環資源の再生利用等実施率の推移

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



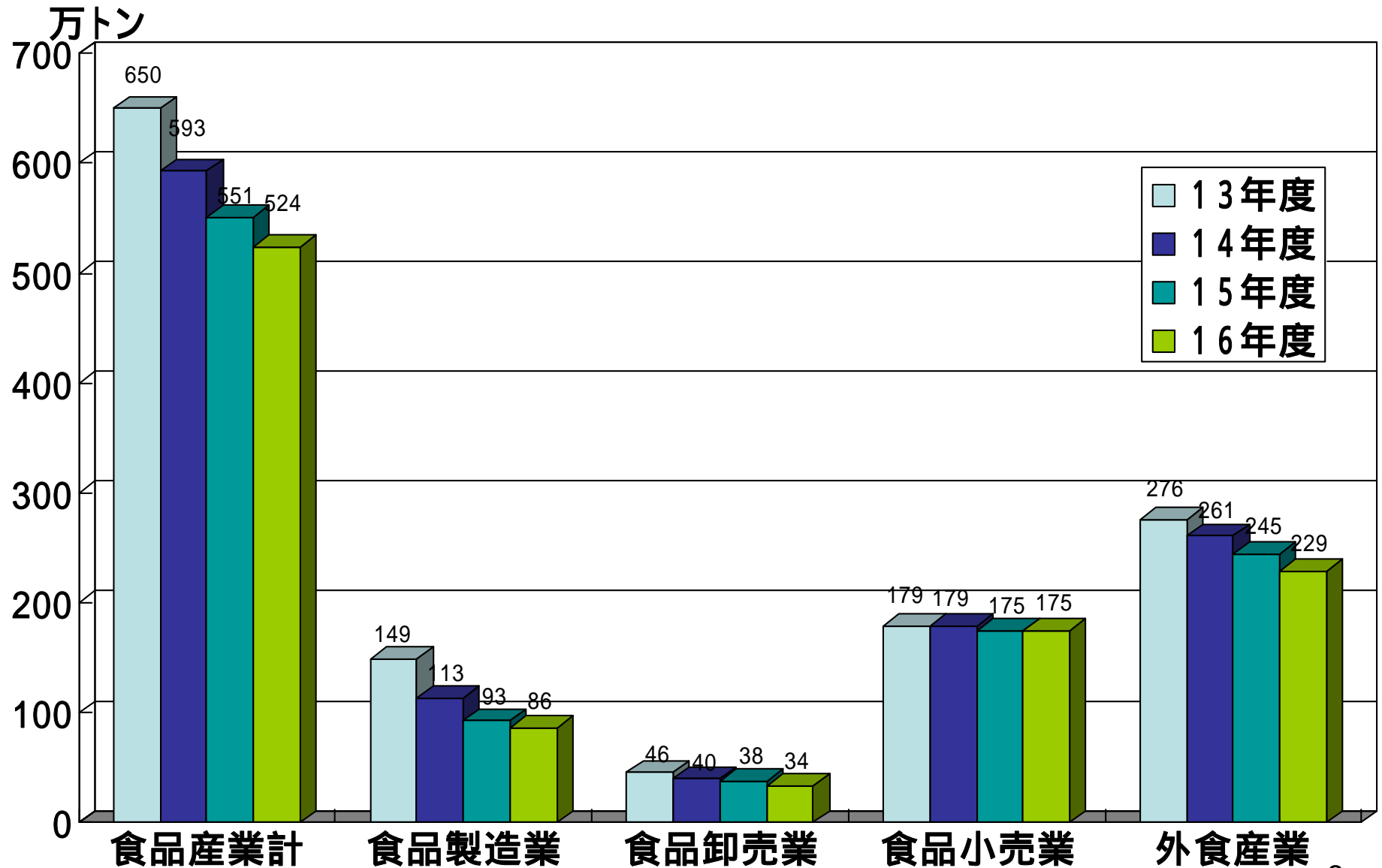
食品廃棄物の年間発生量の推移

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



食品廃棄物のうち単純焼却または埋め立て処分されたとみなされる量の推移(推計)

「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算



食品産業における「環境自主行動計画」 策定状況

* 食品製造業では12団体が策定し、推進中
(平成17年度現在)

(策定団体名)

精糖工業会

製粉協会

日本冷凍食品協会

日本缶詰協会

全日本菓子協会

日本植物油協会

日本乳業協会

全国清涼飲料工業会

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会

日本即席食品工業協会

日本醤油協会

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

廃棄物対策における各団体の数値目標の指標

・最終処分量の削減

- 精糖工業会(68.5%削減)
- 日本ハム・ソーセージ工業協同組合(5%削減)、
製粉協会(850トンまで削減)

・再資源化率の向上

- 全国清涼飲料工業会(95%以上)
- 日本冷凍食品協会(10%向上)
- 日本醤油協会(95%以上)
- 日本植物油協会(95%以上)
- 日本ハム・ソーセージ工業協同組合(80%)
- 日本乳業協会(75%)
- 製粉協会(90%以上)
- 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会(50%以上)

・排出量の抑制

- 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会(10%減少)

業種団体別廃棄物の状況(平成16年度)

各団体から平成17年に農林水産省、経団連へ提出した
「環境自主行動計画についての調査票」より

団体名	排出量 (トン)	最終処分量 (トン)	再資源化量 (トン)	再資源化率
精糖工業会	97,100	6,510	40,400	42%
日本乳業協会	174,335	10,172	150,740	86%
全国清涼飲料工業会	327,410	3,640	323,760	99%
製粉協会	14,093	3,384	10,709	76%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	13,438	-	12,920	96%
日本缶詰協会	16,229	-	14,601	90%
全日本菓子協会	87,819	-	77,350	88%
日本醤油協会	85,556	-	81,916	96%
日本植物油協会	106,718	-	104,006	97%
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	77,646	-	64,192	83%
日本冷凍食品協会	-	-	-	72%

動植物性残さ再資源化率の推移

各団体から平成17年に農林水産省へ提出した「環境自主行動計画についての調査票」より

団体名	平成14年	平成15年	平成16年
日本乳業協会	69%	84%	84%
製粉協会	80%	85%	79%
日本缶詰協会	98%	99%	100%
全日本菓子協会	84%	88%	89%
日本醤油協会	94%	95%	96%
日本植物油協会	82%	75%	78%
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	-	68%	78%
日本冷凍食品協会	-	-	76%

まとめ

- ・食品リサイクル法の目標である「食品廃棄物の再生利用等の実施率20%以上」について、食品製造業では、72%と算出されており、大幅にクリア - していると推定される。
- ・食品製造業における廃棄物対策は、主要団体において排出量の抑制、再資源化率の向上、最終処分量の削減により、2010年の自主計画目標を達成するなど順調に推移している。

今後に向けて

- ・環境自主行動計画の未策定業界に対する計画策定の推進を図る。(今年日本パン工業会策定)
- ・廃棄物の処理コスト低減が問題となっており、自社処理する場合の補助・助成制度や廃掃法等の規制緩和が望まれる。
- ・食品リサイクル法について、対策が遅れている中小規模製造事業者、小売り、外食産業への普及・啓発をさらに進める。
- ・流通、消費段階の排出抑制、再生利用の更なる推進には、食育における取組が必要である。

参考：(財)食品産業センターが実施する 食品リサイクル関連事業

- ・家庭用廃食用油リサイクル関係事業(平成11～17年度)
- ・食品リサイクル先進モデル地域・グループ構築事業
(平成12～14年度)
- ・食品製造業廃棄物処理実態調査(平成12年度)
- ・「食品産業における環境自主行動計画策定マニュアル」の作成
(平成16年度「資料編」、平成17年度「マニュアル」)
- ・モデル普及シンポジウムの開催等事業(平成15～18年度)
(たい肥化優良事例の調査及びシンポジウムの開催)
- ・食品リサイクル法の普及啓発事業(平成13～18年度)
- ・食品関連事業者に対する認証制度の構築事業
(平成18年度)